第二十二条中「及び第十四号」を「、第八号及び第十七号」に改め、「、第十一条の二」の下に「から第十一条の二の三まで」を加え、「「八　特許法第八十四条（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答弁書の提出」とあるのは「八　登録異議の商標法八の二　商標法八の三」と、同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「九　審判の請求」を「十二　審判の請求」に改め、「「十二　証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは「十二　証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」」を削り、「第八条第一項中「」の下に「特許異議申立書」」を加え、「第十五条」を「第十条」に改め、「特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三」の下に「、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで」を、「若しくは第二項」の下に「、第三十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項」を、「第三十八条の二第三項」の下に「、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を、「特許法等関係手数料令第一条の三」の下に「、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで」を加え、「様式第六十一の二」を「様式第六十一の六」に改め、「第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、「同条」を削り、「第百三十四条第四項（同法第七十一条第三項」の下に「、第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百七十四条第一項から第三項」を「第百七十四条第二項から第四項」に、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改め、「第百三十三条第三項（同法第七十一条第三項」の下に「、同法第百二十条の五第九項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百三十四条の二第九項及び」を「第百三十四条の二第九項並びに」に改め、「第百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項」の下に「、同法第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「及び第二項」を「、第三項及び第四項」に改め、同条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、第十四条中「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した商標法第四十三条の三第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。

様式第二の備考7のホ中「立体商標を異なる2以上の方向から表示した図（各図の大きさは15㎝平方を超えてはならない。）」を「第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真」に、「であつて」を「は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において」に、「次に枠線により」を「その欄の次に」に改め、同備考のルをヲとし、同備考のヌ中「異なる2以上の方向から表示した図によつて立体商標を」を「第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて」に改め、「各図」の下に「又は各写真」を加え、同備考のヌをルとし、同備考のリ中「ル」を「ヲ、レ及びソ」に改め、同備考のリをヌとし、同備考のチ中「商標は」の下に「、別段の定めがある場合を除き」を加え、同備考のチをリとし、トをチとし、同備考のく中「商標記載欄には」の下に「、別段の定めがある場合を除き」を加え、同備考のくをムとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　音商標について商標登録を受けようとする場合であつて、特に必要があるときは、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本工業規格A列4番の大きさの用紙（原則として1枚）に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2㎝、上に2㎝、右及び下に各3㎝の余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

様式第二の備考7のヌの次に次のように加える。

ワ　動き商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化（商標に係る文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の移動を含む。以下同じ。）の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

カ　ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化の前後の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

ヨ　第4条の4第1号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によつて記載するときは、なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によつて記載する。

タ　第4条の4第2号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によつて記載するときは、商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

レ　音商標について商標登録を受けようとするときは、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載する。

ソ　第4条の5の規定により音商標を文字を用いて記載するときは、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは原則として7ポイント以上とする。）を用いて、横書きで記載する。この場合において、音商標を外国語で記載することができる。

ツ　位置商標について商標登録を受けようとするときは、その商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

様式第二の備考8中「第4条第1項の規定により立体商標」を「第4条、第4条の2、第4条の3第1項、第4条の4又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標」に改め、同備考のイを削り、同備考のロをイとし、同備考のハ中「1のみの写真によつて記載するとき」を「写真」に改め、「写真の」を削り、同備考のハをロとし、以下ハからトまでを削る。

様式第二の備考39を同様式の備考46とし、同様式の備考34から備考38までを七ずつ繰り下げ、同様式の備考33中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」に改め、同備考を同様式の備考40とし、同様式の備考32を同様式の備考39とし、同様式の備考31中「備考30」を「備考37」に改め、同備考を同様式の備考38とし、同様式の備考22から備考30までを七ずつ繰り下げ、同様式の備考21中「備考20」を「備考27」に改め、同備考を同様式の備考28とし、同様式の備考13から備考20までを七ずつ繰り下げ、同様式の備考12中「第5条第4項」を「第5条第6項」に改め、「商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき部分から引出線を引き、その」を「引出線、文字その他のものにより、